

#### 文献紹介

## 橳島次郎『これからの死に方:葬送はどこまで自由か』

#### 概要

本書は、生命倫理の専門家である著者が、死のあり方の自由について諸外国や日本の様々な事例の紹介を通じて論じた著作です。死にまつわる習俗や考え方が大きな転換点を迎えているという認識のもと、多様な遺体・遺骨の扱い方(散骨や自然葬、献体など)がわたしたちの社会でどこまで自由として認められるべきかという問いを中心的に論じています。この問いに対する結論として著者は、葬送の自由は死んでいく者と残される者の話し合いと納得に基づく共同的なプライバシー権として認められるべきではないかと提起しています。

#### プロジェクトとの関係

家族・親族を中心に葬儀を行い、遺体を火葬し、遺骨を墓に納めるという慣習的な葬送のあり方はもはや「あたりまえ」ではなくなりつつあります。多様な葬送の選択肢がどこまで自由として認められるべきかという本書の問いは、身じまいに関する意思決定の問題に直結しています。葬送のあり方は送る者と送られる者双方の議論と納得のもと決められるべきだという著者の主張はこれからの身じまいのあり方を考えるにあたって示唆的です。

キーワード:葬送の自由、自己決定、散骨、自然葬、献体、死に方

橳島次郎『これからの死に方:葬送はどこまで自由か』(平凡社、2016年)。

## 葬送のこれまでとこれから

人間は、周りの人々も自分もいつかは死ぬこと を理解する「死を知った生きもの」です。著者 は、死者を弔う葬送の過程を、死を知るわたし たちが断絶を乗り越えて生き続けるための社会 的に重要な営みとして位置づけます。

その葬送のあり方が重大な転機を迎えている というのが本書の出発点です。著者はまず、現 代に至るまでの日本の葬送のあり方を振り返っ ています。伝統的な日本の葬送は、家族親族と 近隣の人々からなる共同体的な人間関係の中で、 各々が決められた役割を果たすことでなされていました。しかし、時代が下るにつれて、都市化などの要因で生活基盤が変化し、人間関係が希薄化した結果、会葬者の飲食の支度や遺体のケアといった葬送の多くの部分を葬祭業者が担うようになりました。伝統的な習俗が社会の変化の中で簡略化され、高度経済成長期に普及したのが、葬儀、火葬、墓石の建立、納骨、法事を中心とする現代日本の慣習的な葬送です。

しかしながら、1990 年代頃から、葬儀を行わ ず直接遺体を火葬する「直葬」や遺骨を山や海 に還す「自然葬」といった、慣習的な「あたりまえ」とは異なる葬送の選択肢が提案され、新しい葬送のあり方を望む人々が増えはじめています。とはいえ、慣習もいまだ根強く、死に関わる自由が広く認められているとは言えないのが現状だと著者は指摘します。それゆえ、死の迎え方、故人の送り方の今後が問われねばならないのです。

## 死の迎え方の自由

死後自分の望むように送られるためには、まず 死を迎えなければなりません。そこで著者は、 葬送の自由について論じる前段階として、死の 迎え方の自由について検討しています。

2011年に行われた朝日新聞の全国世論調査によると、8割以上の人が、自分の病気が治る見込みがない場合には延命のための治療を希望しないと回答しています。しかし、オランダのような一部の国とは違って、日本では延命治療の中止や差し控え、安楽死を明確に認めた法律はありません。厚生労働省のガイドライン(「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」)では終末期の医療のあり方は患者本人の決定を基本にするとしていますが、親族や医師の反対によって本人の希望が叶わない事例も少なくないと著者は指摘します。

患者本人の死の迎え方についての希望は、どこまで尊重されるべきでしょうか。著者は、そもそも望みどおりに医師に死なせてもらう自由が本当にあるのか問い直すべきだと主張します。つまり、延命治療の中止や差し控えを実際に実行するのは医師という他者である以上、自己決定権だけを根拠に医師に死なせてもらう自由があると主張するのは難しいというのです。死の迎え方の自由は、法律による権利として頭ごなしに認めさせるのではなく、医師を含む周囲の人々とのやり取りの上、全員の納得のもとに実現されるべきだというのが著者の結論です。

# 葬送の自由

葬送の自由を論じるにあたって、著者はNPO法人「葬送の自由をすすめる会」の活動を紹介することから始めています。この会は、自然に遺骨を撒く自然葬(散骨)の普及を目的とする団体です。

従来、日本では墓地以外の自然に散骨することは公序良俗に反するとされていました。それだけでなく、「墓地、埋葬等に関する法律」(墓埋法)による規制対象であるとも考えられていました。しかし、会は慎重な準備をすすめ、1991年に神奈川県の沖合ではじめて海洋散骨を行いました。これを受けて、当時の厚生省は散骨は墓埋法の規制対象外であるという見解を示しました。当時の法務省もまた、散骨は節度をもって行われる限り刑法上の遺骨遺棄罪には当たらないとしました。こうして、葬送の一選択肢としての散骨を広めることに成功したのです。

とはいえ、会が目指すのは散骨だけではありません。「葬送の自由」をすすめ、多様な葬送の 選択肢が認められる社会を実現することが彼らの目的です。そこで問題になるのは、葬送や遺体・遺骨の扱い方はどこまで自由として認められるべきかという、自由の範囲の問題です。火葬を行わず遺体を埋葬する土葬、野鳥に遺体を処理させる鳥葬、遺体を堆肥にするフリーズドライ葬、解剖実習のための献体、あるいは展示標本や自動車事故の実験のための遺体の利用など、著者は様々な事例を挙げます。これらは自由な選択肢として認められるべきでしょうか。

この問いに対して、著者は学問の自由とのアナロジーから答えようとします。つまり、学問の自由が社会に対して迷惑(実際の危険や人々の強い反発を含む広い意味のもの)をかけない限り認められるのと同様、葬送の自由も節度をもって迷惑をかけずに行われる限り認められるべきだというのです。

それに加えて著者は、死ぬ人本人が葬送を行うことは原理的にできず遺された人に行ってもらうほかないという事実に注意を促します(この点は、死を迎える際に医師という他者が関わってくるのと同様です)。それゆえ、葬送は死んでいく者と遺されるものの共同決定に基づく共同行為として考えなければならないのです。

結論として著者は、本人と葬送を行う人(必ずしも親族である必要はないと著者は指摘します)が話し合った結果お互いに納得できることであれば、葬送の自由は共同的なプライバシー権として認められるべきだと主張します。もちろん上でもみたとおり、社会に迷惑をもたらすような葬送は自由として認められないでしょう。しかし、何が規制の根拠となる「迷惑」にあたるか(何が節度のない葬送とみなされるか)はまずもって本人と葬送を行う人たちが判断すべきでもであり、他の人や社会に対する明確な実害がない限り、単なる違和感や嫌悪を理由にして社会や国が介入すべきではないと述べています。

### コメント

慣習的な葬送のあり方が絶対視されなくなった いま、新たな葬送の選択肢はこれからも増え続 けていくはずです。その中で、どこまでが葬送 の自由として認められるべきかという本書の問 いは社会的にも重要です。亡くなる人本人と葬 送の担い手が納得したことであれば社会に迷惑 がかからない限り自由であるという著者の基準 はもっともなものですが、より具体的に何が「迷 惑」とみなされるべきかという問いは簡単な解 決を許さないものであるように思われます。た とえば、著者は農産物への風評被害を懸念して 散骨を規制する北海道岩見沢市の条例を正当な 規制とみなしていますが、風評に由来する不利 益を規制の根拠とすることは正当でしょうか。 あるいは、住民の強い不快や宗教感情はそれ自 体「実害」であって、葬送を規制する十分な根拠 になるという考えも成り立つかもしれません。 この点は今後議論されるべき問題ではないでし ようか。

鈴木英仁

京都大学大学院文学研究科・研究員

SMBC京大スタジオ「誰もが生・死後の尊厳を保つための持続可能な身じまい・意思決定とその支援」 プロジェクト(幸せなしまい方PJ)ではさまざまな領域の意思決定を対象として文献調査を進めてい ます。詳細は<u>プロジェクトのウェブサイトと調査報告アーカイブ</u>をご覧ください。 ご意見・ご感想はinfo@ethics.bun.kyoto-u.ac.jpまでお願いいたします。